

武士の発生とその台頭

——日本中世史の特色——

木村時夫

一 中央と地方

武士の語源 武士というと、われわれは「武士は食わねど高楊枝」などという諺からの連想で、庶民の支配階級であった武士を思い、また武士道の連想から、庶民の儀表というイメージを描きがちである。しかし武士はその発生の当初から、そのような庶民に優越した存在ではなかった。むしろ一般庶民から逸脱した非合法的な存在で、賤しいものとされた。

武士という言葉も表記も、中国で使用されたもので、わが国では古くからこれを、ものゝふ、つわもの、さむらい、と称した。ものは武具で、つわものも、もとは武器の総称であったが、後にはこれを携行する者、もしくはそれを操ることに習熟した者、つまり兵士をさし、転じて勇壮な者、強壯な者の意味にも用いられるようになった。さむらいは貴人の側近に奉仕する者で、はべるの意味のさぶらうが名詞化したもので、従者、下人の意味でもある。こう

いう名称の変遷の中に、武士の生い立ちの歴史がよくひそんでいるといえよう。

武士発生の原因 それではこのような武士はどのようにして発生したか。その原因の第一は令の制度の矛盾であり、その矛盾のために、令そのものが行なわれなくなったことである。

令の制度の矛盾と、それが行なわれなくなっていく経過についてはすでに記した。もう一度簡単にそれをくり返すなら、公地公民という律令制度の基本原則には、最初からそれに矛盾する規定があったから、時代とともに権力ある者の手に私有地が集中していった。同時に種々な理由から、その口分田を放棄するか奪われるかした民衆は、そのような権力ある者に生活の手段を求めて集中し、その私有民となった。要するに私地私民の旧制が復活したのである。

しかも東国などの特殊な地域において、私有地民の制がますます進み、いくつかの地方的勢力が形成されていったのは、もう一つ別の令制の欠陥が作用していた。それは律令制という中央集権制を建前とする政治において、地方政治が極度に軽視されたことである。ことに都を中心に藤原氏による栄華の時代が始まった一〇世紀以後、貴族や高級官僚は国守に任ぜられても、代理を派遣して任地に赴こうとしなかった。華やかな都会の生活が捨てきれなかったからである。しかし地方官たる国守は種々な特典にめぐまれていた。新田の開発や農民の大幅な使役、私出拳等々、私財を積む手段は種々あった。貴族としては、めぐまれた国守の利禄や得分はほしいが、京は離れたくないという矛盾をもっていたから、京において国守に任ずるといふ、遙任が普通のこととなった。代理人による地方政治は多くの場合不正を生んだ。それだけ地方民の負担は過重となり、自作の田を捨てた流民が増加し、土地人民の兼併という傾向を一層さかんにした。

貴族の地方土着 また別の一面としては、中央に志を得ない者、あるいは将来とも志を得る見込みのない者の中に

は、国守の利禄を目的に進んで地方に下る者もいた。すでに見たように、すべてが家格と先例とにしばられての昇進であったから、藤原氏の出身でない者、藤原氏の一門でも、北家出身でない者には、そのような場合が多かった。

また皇族についても、内廷費の欠乏からであろうが、一定の基準の下に、臣籍に下される者が多くなった。その場合多くは源氏や平氏等の姓を賜われることが多かった。源姓を賜わった嵯峨天皇の諸皇子のように、なお都に留って藤原氏と覇を競う者はあったが、むしろその貴種を誇りに地方に下る者が多かった。後に天下を二分するようになる平氏と源氏の祖先は、このようにして地方に下った皇族出身の地方官であった。

さてこのようにして地方に赴任した貴種の国守は、その在任中、私田と私財の獲得につとめ、時には郡司等の土着の官人との結託、あるいはそれと姻戚関係を結び、人的支配をも拡大していった。そうして令の定める任期が来ても、重任と称して都には帰らず、その任を辞めてもそのまま土着する者が現われた。

朝廷はしばしば官符を下してそのような国守国司の不法を禁じたが、一向に効果はなかった。それは不法な地方官と中央の有力者との間に、金品による請託があったろうし、中央の貴族官人もまた、地方においてそのような不法を犯していたであろうから、実効を収めることはできなかったのである。

『源氏物語』に出てくる明石入道は、たまたま配流されてきた光源氏を手厚く庇護し、その娘を嫁がせ、やがてその縁によって都での立身を考えたのかもしれないが、その入道も都に志を断って明石に下った者である。しかし物語の上ではあるが、その私財はきわめて豊かであったようで、時代の一面を物語るものである。

地方の自衛策 武士の発生について、もう一つ考えねばならない事情がある。それは朝廷が軍事力をもたなくなつたことである。令の制度は宮廷を中心とする六衛府をはじめ、諸国の軍団や防人等、兵制に関する規定をもつてい

た。しかし天智朝以後は外部からの敵の侵入を顧慮する必要がなくなつたし、国内にも大規模な兵力を用いる事件はなかつた。前に記した多くの変乱に使用された兵力も、わずか百数十から、五、六〇の衛府の役人であつた。必要のないところ、その制度がすたれていったともいえようが、国家財政の窮乏もその原因であつた。しかも地方政治をかえりみることのなかつた貴族政治の結果、中央の威令が地方に行なわれなくなつたことが最大の理由であろう。

しかし中央、地方を問わず、治安を乱すような事件がなかつたわけではなく、むしろ時代が下るとともにそれは増加し、藤原氏全盛の時代にも、都の中はもとより、宮廷内部にまで盜賊が横行するなどのことがあつた。そのため令外の官として檢非違使が置かれ、地方には押領使、そうして事件發生の場には追捕使が派遣されるなどのことがあつた。

しかしそのようなものも、決して地方の治安を維持するには万全なものでなかつた。なぜなら平将門の乱が都に報ぜられた時、ようやく朝廷が鎮撫のため、藤原忠文を征東大將軍に任命したのは、それから二カ月後で、忠文が節刀を授けられて都を出発したのは、将門が敗北する六日前であつたというから、その対応はきわめて緩慢であつた。

ここで重要なのは将門の乱というものが、朝廷の派遣した征東大將軍によってではなく、将門と同じ地方豪族である、平貞盛や藤原秀郷らの武力によって平定されたということである。つまり地方における治安の乱れや、所領をめぐる勢力争いに備えて、地方豪族がそれぞれ武器を蓄え、かねてから隸屬する部下に武技を習わせ、自衛の策を講じていたということである。

新しい秩序の形成 このような武力集団は、地方に下つた貴種の国守や前国守と郡司、その郡司と地方豪族、そうしてその豪族とかつての流民というように、いくつもの階層によって構成されていた。しかもその関係がそれぞれに

生活の保証を軸とし、一定の土地の上に形成されたものであったから、その団結は強固で、また多くは歴史的な主従関係にも發展していった。

このような集団とその行動には不法なところが多い。私的に武力を養い、それによってすべての紛争を処理しようという点においてである。しかしまた中央貴族の怠慢によって、地方政治がかえりみられず、度々の騒擾事件に際しても、中央からの救済も補償も期待し得ない場合、自からが自衛の策を講じ、自からの力で失われた秩序を立て直そうとするのは、人間の営みとして自然の成行であった。

東国の特殊性 このような武力集団は東国に多く発生した。それは東国が都以西の地とちがって開発がおくれ、法的にも中央の眼のとどかぬところであったからである。開発がおくれているということは、一方においては新田開発の余地があり、権勢ある者の私財増殖に便であったということである。そうしてそういうところに流民が集り、法の眼がとどかぬということは、そのような流民にも都合がよかつたということである。

また東国の地形は弓馬の道といわれた、武士としての修練を行なうのに都合がよかつたし、またその土地は蝦夷の住地と境を接し、しばしばその討伐に際して徴発された者が多く、昔から武事に習熟していたということも関係があったであらう。

武士はこのように令制の欠陥と政治の矛盾とから、自然的に発生したものであるが、それが当時の秩序に反した不法な存在であるという印象がこい。しかしその武士によって、少くとも地方の民衆はその生活を安んずることができたし、政府といえど、地方の騒亂が自からは手を下さないでも、地方の対立する勢力によって地方内部で解決されたから、それまでの生活を維持できたし、地方からの貢租の徴集も、そのような新しい集団の力や、彼らが形づくった

新しい秩序に頼らざるを得なかったのである。

日本中世史の特色 やがてはこのような武士が政権を獲得し、政治や文化の中心も都を離れて東国に移り、社会の構成にも大きな変化が生ずる。いわゆる古代から中世への移行という歴史的大転換である。

歴史上の大転換は、洋の東西を問わず、外部的要因によって行なわれる場合が多い。古代における中央集権制の樹立や、律令制の模倣等は、すべてアジア大陸やそれに連なる朝鮮半島内部の政治情勢が、日本にもたらした国家的緊張の所産であった。

しかし九世紀末に遣唐使を廃止して以来、わが国は海外から新しい文化を撰取することもなく、他国との外交関係が國家の存亡に関する事態をもたらすということもなかった。したがって古代から中世へという、わが国における歴史の推移は、全く自生的に国内において醸成されたものである。そうしてそれはすでに何度もくり返したように、外國の制度に倣った律令の制度が次第に行なわれなくなるとともに、その欠陥から生れた新しい勢力や新しい秩序が成立するようになったのである。そうしてそれはまた、長い間の平和のために、政治を閑却し、ことに地方政治をかえりみなかった、宮廷貴族の怠慢によっても助長されたものである。

したがってそれは、次のようにも言えるのではなからうか。すなわち権力によって強制された外國の制度を、日本人がつぎつぎにその矛盾を矯正し、ついに日本に伝統的な秩序と体制とを回復していく過程でもあった、と。

旺盛な生活欲の現われ たしかに口分田を放棄して權家の庇護を受け、新田開発の労働力となった者も、また武器を携えて自衛のために立上った者も、そうして頼むべき者を主と仰いで主従関係を結び、自家の存続の保証とした者も、すべては人間の尽きることにない生活欲の表われである。その強い生活欲が、いわば借りものの体制を再構成し

ていったのである。

福田豊彦氏によれば、将門のかつての根拠地内には牧まきやたたらによる製鉄の跡が多いという。『平将門の乱』岩波新書）それは軍事用の馬の飼育や武器の生産とも関係があるろうが、さらに重要なことは、農耕における牛馬の使用、鉄製農具の使用と関係があると思われる。農民は種々な桎梏の下で、いろいろに工夫し、努力して、絶えずその生産を増大させていたのである。平将門はそういう地方農民の後楯として、国司の圧制や近隣との争いの中から、新しい秩序を作り上げていった者ではなかったのか。今日も残る将門伝説にまつわる、民衆の将門によせる心情は、そのようにして形成されたものであろう。

二 武士の階級

貴族に隷従する武士 武士が発生し、やがて地方的勢力とはなっても、それが直ちに日本の政治を動かす力とはなり得ない。武士が貴族に隷従する下級な従者として出現してから、武家政権の樹立までは三〇〇年を要した。最初の武士は先にも記したが、「さむらい」と称して貴族の従者であった。夜間の貴族の外出に際しては、松たけ明あきを持って主人に先行し、辻々に立って警護の役目をも果たした。貴族の酒宴に興をそえるため、裸になって庭上で踊ったこともあった。

それでも地方豪族の子弟の中には、上京して貴族の家に奉公することを希望する者が多かった。それはそのような経歴が帰郷後重く見られ、それなりの効用があったからである。

平将門も、そうしてこれを討った平貞盛も、それぞれその青年時代には都に出た。将門は関白忠平に仕えたことがある。そうしてその功によって軽微な官でも与えられれば、彼らは錦を着て故郷に帰っていったのである。

蜂起後の将門は、そこにいたるまでの種々の事情を書き連ね、旧主人忠平の了承を求めたという。たとえその文章の真疑はおくとしても、地方武士と中央貴族との関係をよく物語るものである。それはまた将門の反乱というものの性格についても考え直させるものがある。

地方勢力としての武士 これを武士の貴族隷従の時代といえば、次は地方勢力としての武士抬頭の時代で、ほぼ一〇世紀の始めから、一一世紀の始めにいたる、一〇〇年間である。それは将門の乱の経過においても見られるように、国守と郡司との紛争や、地方豪族同士の争いに介入して将門が調停を試みている。そうして時には武力の行使となるが、地方における秩序の維持に努めるだけの、勢力をもつにいたった武士の時代である。そうして将門が中央の命令に従わなくなった段階で、これを討ったのは同じ地方出身である貞盛や秀郷である。つまり地方において問題を起すのが武士であれば、これを鎮静に導くのも武士といった時代である。

貴族の爪牙としての武士 第三は武士の有する武力を貴族が認識し、諸国の変乱の鎮圧にそれを利用するようになる、いわば貴族の爪牙としての武士の時代である。ほぼ一一世紀の中ごろから、一二世紀の中ごろにいたる、約一〇〇年間がそれにあたる。

その最もよい例は前九年の役における源頼義、義家父子の活躍である。頼義は先にも読者に注意をうながしておいた源満仲みつなかの孫に当たる。満仲の父経基は早くから地方官になって都を離れていたもので、賜姓の源氏ではあったが昇進はおそかった。将門の蜂起をいち早く都に報じたのが経基であれば、その子満仲は、源高明たかあきを密告し、安和あんなの変の原

因を作っている。見方によっては中央権力ないし藤原氏にこび、そうすることによって立身の機会をつかんだ人々である。いずれも当時の武士と貴族との関係を示す例とみてよいであろう。

満仲の子頼信は一一世紀の始め、上総地方で反乱を起こした平忠常の平定に功があつて、頼義はその子であるが、陸奥地方における安倍氏の反乱の討伐を命ぜられた。頼義は陸奥守兼鎮守府將軍として、その子義家とともに前後九年にわたつて悪戦苦闘し、ついにそれに成功した。いうまでもなく、後に鎌倉幕府を創設する源頼朝は、この頼義、義家の子孫であり、さかのぼれば満仲、経基の子孫でもある。その祖先には、このようにかつては藤原氏におもねり、或る時はその爪牙となつて活躍する、長い雌伏の時代があつたのである。

さて武士は貴族の爪牙となり、その命ずるままに地方において武力を發揮し、成果をあげたが、都に還れば、彼等の貴族の間における地位は低く、むしろ軽蔑の眼をもつてみられていた。義家のごときも、天皇や上皇の行列の後に従がつて警護の役を果すが、都での役割であつた。

貴族に対抗する武士 義家は前九年の役に続いて、出羽の清原氏と前後三年にわたつて戦つたが、朝廷はこれを私闘として、彼に恩賞を与えなかつた。義家は私財をもつて部下の將士に恩賞を与えたという。義家のこのような行為は東國の武士と源氏とを固く結びつけ、東國が源氏の地盤となる基を築いたといふことはよくいわれる。

しかし私財をもつて全軍の將士に恩賞を与えることのできた、義家の経済力の大きさも考へてみなければならぬ。ついでに言えば、その父頼義は前九年の役に従軍中、陸奥守から伊予守に転任させられたが、戦いのため赴任できなかつた。そのため伊予からの貢納を入手できなかった貴族は、頼義の怠慢を責めた。頼義はそれら貴族への貢納を私財をもつて償つたという。したがつて彼ら父子の征戦が単なる貴族の爪牙としてだけでなく、一方において

は、自家のために経済的地盤を着々と築いていった一面もあったことがわかる。朝廷が恩賞を与えなかったのは、そのような彼らの経済力を考慮したのかもしれない。

地方における義家の信望は、それが都における摂関家をはじめとする貴族に代る新勢力として、これを領家、本所と仰ぎ、その所領を寄進する者が相ついで現われるという現象を生んだ。

武士の土地掌握 これより先、地方豪族の中には、自から開発した新田を中央の権門勢家や、有力社寺に寄進し、自からはその管理者となり、寄進先の領家や本所の勢威を笠に、地方において権力を行使するとともに、その経済的地盤を保持しようとした者が多かった。すでに不輸の特権をもつ多くの荘園を所有する権門勢家や社寺は、新たに寄進された田にもその特権が及ぶと考え、官もこれを認めていた。地方から摂関家などへ、土地の寄進が相ついだのはこのためである。

寄進者が不輸の恩典にあずかるためには、その本所、領家が、太政官や民部省の容喙ようかいを許さぬような権威ある者でなければならぬ。しかし今や武士の棟梁である義家に対して土地の寄進が相ついだということは、彼がその武力とその集団とによって、それだけの勢望を身につけたということである。そうしてそれはすでにその勢威が一流貴族と肩を並べるにいたったことである。

寛治五年（一〇九一）、朝廷が諸国百姓の義家に対する田畠の寄進を禁止したのは、武士出身の義家が、貴族と並んで本所、領家化することを阻止しようという、貴族の恐怖と嫉視とを反映するものである。

院政に乗ずる武士 後に白河上皇が義家の武勇と実力とを認め、院の昇殿を許した時、貴族の間にはこれを喜ばぬ風があったという。

平清盛の父忠盛は義家よりずっとおくれであるが、鳥羽上皇から内の昇殿を許された。これは備前守であった忠盛が、上皇のために得長寿院を建立して献上したので、その功によってである。しかし『平家物語』によれば、これを喜ばぬ廷臣は忠盛の闇討ちを計画した。ひそかにこれを知った部下が武装して警護したので、闇討ちは未然に終わった。しかしその後忠盛が上皇の前で舞いを舞った時、並居る廷臣は拍子をかえて「伊勢の平氏はすがめなり」と、忠盛をやゆした。伊勢出身の平氏たる忠盛が斜視（すが眼）であったのと、伊勢産の瓶子（びんじ）が酢壺（すがめ）であったのとをかけて嘲笑したのである。

上皇に犬馬の勞をつくすか、上皇の歓心を得るために高価な寄進をすることによって、わずかに貴族間に地位を与えられた武士が、一般貴族からは、いかにさげすまれていたかを物語るものである。

しかし義家といい、忠盛といい、いずれも上皇の推挽による昇殿であるが、当時創始された院政と武士とはどのような関係にあったのであろうか。武士はこの院政との関連で、中央における皇位の継承や、政権をめぐる争覇戦に、それぞれ一翼を担い、やがて自からの覇権を確立していく。

第四の時代は、保元の乱の後から平治の乱をへて、やがて鎌倉幕府の創設にいたる、一二世紀の中ごろから、その末期にいたる約五〇年の間である。武士がそのような機会をつかむ場としての、院政とはどのようなものであったか、まずそれから述べなければならぬ。

三 院政の影

白河上皇の恣意 讓位された天皇が、次の天皇の後見という名目で政務を執るといふ院政は、一一世紀末の白河上皇に始まる。その前に、白河に皇位を讓つた後三条が、上皇として院政をとろうとしたのではないかといふ説もある。それは後三条が藤原氏を外戚としない、宇多、醍醐兩天皇以来のめづらしい天皇で、その在位中、藤原氏に拘束されることなく、かなり自由に新しい政策を実施したからである。たとえば記録莊園券契所（略して記録所といふ）を新設し、莊園の成立に必要な書類を審査して、新立の莊園を禁止するなどのことがあり、摂関家の莊園も例外ではなかつた。このような藤原氏勢力の牽制と、摂関を置かない天皇の親政を継続するため、在位四年で白河天皇に讓位したが、本来は降居おろしの帝みかどとして院政を行なおうとされたのである。しかし病のために間もなく亡くなり、その志を果さなかつたといふ。

一たしかに後三条がその第三皇子輔仁親王を白河天皇の東宮とし、その即位を強く望んだのは、藤原氏がさきさき外戚の地位を得ることを防止したとも考えられるが、院政そのものを創始される考えがあつたかどうかは疑問である。その讓位も病気が原因で、讓位直後のその死はそのためであつたと考えるべきであらう。

白河上皇の院政創始も、それが父帝の遺志の継承とか、藤原氏の政治勢力削減のためと見るのは誤りである。白河は父後三条の希望に反し、その弟にあたる輔仁親王の即位を妨害し、自からの子孫を皇位に就かせることが、その院政創始の目的であつたといふ。堀河天皇の即位が八才、鳥羽、崇徳兩天皇の即位がともに五才である。これは三天皇

がいずれも幼帝で、しかも、然るべき外戚が無かったので、上皇の院政が必要であったとも考えられるが、白河の真の目的は、その子孫を次々と皇位につけるため、若くして讓位させ、幼くして即位させるといふことをくり返した。そうしてそのため上皇として院政をとり、その権を専らにする必要があったのである。

政治上の院政 事実、院政の結果、上皇を中心とする院庁いんちょうや院藏人所いんざうにんじよに集った、いわゆる院の近臣の勢力は、天皇を中心とする廷臣のそれを上廻り、上皇の発する院宣いんせんや院庁下文いんちょうくだしふみは、天皇の宣旨せんしや太政官符よりも權威をもつようになった。それは結果的に藤原摂関家の権力を失墜させるものであった。しかしそうしたのは結果であって、藤原氏の権力の削減を目的に院政を行なったのではない。事実、院政下においても、院と摂関家との協調は保たれ、両者の姻戚関係は継続されていたからである。

このように院政は偶然の事情と白河上皇の恣意によって創始されたが、やがてそれは慣例となり、その後長く行なわれるようになった。しかし退位後の上皇が政務を見るところは、天皇が自から政務に当たらないという点では、摂関政治の継続であった。またかつて聖徳太子や中大兄皇子が、天皇に代って実際の政務をとられたのとも同様で、ただそれは天皇が女帝であり、院政の場合は幼帝であったという相違があっただけである。院政もまた、天皇不親政という伝統の下に、藤原氏出身の外戚の欠如という、たまたまの事情の下に成立したものである。

院政の問題点 しかしこの院政にも少からぬ問題があった。それは天皇が成長された場合における、天皇と上皇との関係、および院政をとる上皇とそうでない上皇との関係において、時に生ずる不協和がそれである。もう一つは院政を支える、いわゆる院の近臣といわれる者の階層である。当然のことながら上皇の周囲に蟄集した者は、宮廷において志を得ない中小の貴族であり、藤原氏出身者でも多くはその傍流に属する者であった。武士も僧侶も、ともかく

院の勢力に頼って何事かをなし、栄達の途を見出そうとする者が多かった。

その点白河上皇は、むしろ彼等のそのような底意を利用して院財政の基礎を確立増大した。成功せいこうというのがそれであり、莊園の寄進や金品の奉獻の代償として、その官位を進めることである。先に記した義家や忠盛の昇殿もそれであつた。その点白河は叙位除目じょもくをかなり放恣に行なつたようである。

また彼は院の北側に武士を駐在させ、院の警護に当らせる武力を蓄えた。後にはこれを北面ほくめんという。何故それを必要としたかという、父帝の遺志に反し、弟輔仁親王を東宮に就けなかつたという不当の処置に対する、仁和寺を本拠とする親王側勢力の反撃に備えるためであつたという。また当時大きな勢力をもつてしばしば強訴きやうそという強硬手段に出た、社寺の僧兵の攻撃に備えるためであつたという。しかしいずれの場合にせよ、そのような武力を提供する者が、新興の武士集団以外になかつたということ、そうしてまたそれら武士集団が機会を捉えて院の勢力に結びつこうとしていたところに、上皇の私兵ともいべき北面の勢力が増大していったのである。

院政期の文化的特色 ともかく白河上皇にはじまる院政は、鳥羽、後白河の二上皇によって継承され、武家政権が成立するまで、平安時代の末期の百年間にわたって継続する。もちろん院政はその後も継続するが、平安時代の最終期に当るこの院政期は、実に平安遷都以後三〇〇年、藤原氏の全盛時代である延喜天曆の時代から百四、五十年の後に出現した。そうしてこの院政期百年は華やかであつた、かつての王朝時代を再現したもので、燃えつきようとする灯火が、最後にその光輝をますのにも似ていた。

朝廷中心の時代とちがって、院の財政は放恣ではあつたが豊かであつた。院が新たに得たそのような権勢は、衰えてきたものを旧に戻そうとする、一種の復古主義となつて現われた。朝儀の中の大嘗会をはじめとする、数々のもの

が復活された。焼亡した皇居は内裏も大極殿も、故実に則って旧のように再建された。歌集の勅選も歌会も復活された（金葉和歌集、詞花和歌集などがそれ）。そうしてかつては朝廷の手を離れ、藤原氏一族の手によって行なわれた、寺院の建立が今や院の手によって行なわれるようになった。ことに寺名に勝の字を用いた、法勝寺をはじめとする六勝寺は、それぞれに豪壯をきわめ、ことに法勝寺の規模と華麗さとは、かつての法成寺や平等院にまさるとも劣らぬものであったという。

そうしてこの時代の特色は、このような中央における文化の風尚が地方にも波及したということ、今日に残る平泉の中尊寺や毛越寺の遺構、あるいは白水の阿弥陀堂や豊後の富貴寺等が、それぞれの地方豪族の手によって建立され、都と変らぬ高度の文化が地方においても花を開かせていた。

源義家の風雅 地方文化と関連して、当時の武士の教養について記しておかなければならない。武士といっても地方においての自衛のために常に武技を演練し、勢力争いにその日を送っていたわけではない。将門、貞盛のように都へ上ってその空気の中に生活した者もある。そうでなくても荘官として、本所、領家との連絡のため度々上京の機会を持った者もあったであろう。または受領とともに都から下った、その家族や一族の手をへて、京の文化にふれる機会もあったであろう。特に武士の首領と仰がれる者の中には、進んで学問教養につとめた者もいた。

源義家は前九年の役から凱旋して、その体験談を語ったところ、それを傍で聞いていた者が、「武勇はあるが、惜しむらくは兵法を知らない」と評され、これを恥じて当時の大学者大江匡房まきふらについて兵法を学んだという。

彼が後三年の役において、飛雁の乱れるのを見て、伏兵のあることを予言したという話は、この兵法学習の成果であったであろう。彼が勿来関なごで詠んだという「吹く風をなこそその関と思へども道もせにちる山桜かな」の歌も、彼

が風雅によせた心の並々ならぬことを思わせる。

前九年の役で、義家のために追いつめられた安倍貞任が、逃げながら「衣の館たぐはほころびにけり」と詠じ、義家が「年をへし糸のみだれの苦しさに」と詠じてこれを見逃したという逸話も、陸奥地方の武士にも和歌の心得のあったことを示している。

初期武士の教養 貞任の弟宗任が義家に捕えられて都に上った時、京の貴族はこれをからかって、宗任に、梅の花を示してその名を尋ねた。宗任は

わが国の梅の花とは見たれども大宮人は何といふらんと和歌をもって答えたという。

もう一つ、義家が後三年の役で苦戦していることを知った、弟の新羅三郎義光は都での官職をなげうって兄の救援に赴いた。途中相模の足柄山まで都から追いかけて来た豊原時秋（笙の名人時元の子）に、笙の秘曲を伝授した。自分の戦死によって秘曲の断絶することを恐れたのと、自分に笙の奥儀を伝えてくれた、師の時元に報いるためであった。

ここに初期の武士の教養を示すエピソードをいくつか挙げたが、初めて武士の棟梁と仰がれた義家には、この種の逸話が非常に多い。あるいはそれは後世に附加されたものかもしれない。しかしそれによって義家が武士としてきわめてすぐれた素質と人格とをもっていたと考えるのは誤りでなからうし、武士一般についても、そのすべてが無知文盲であったとする方が誤りであろう。

新羅三郎義光の故事は種々な図柄にもなり、筆者の幼時には見慣れたものであった。かつて津田左右吉先生との対

談中、初期の武士の教養に話が及んだ時、先生が最初に持出されたのが、右の義光の例であったことも、今はなつかしい。